奈良県告示第三十八号

次のとおり医師から指定の辞退があった。 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により、

平成二十八年五月二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

		_		
日月三十一年	内科 (肢体不 自由、呼吸器 り機能、ぼうこ 機能、が 直腸 機能、小腸機 能、 肝臓機能	磯城郡田原本町大 字宮古四○四ー一	国保中央病院	飯 岡 弘 伊
年三月三十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十十七十十七十十七十十七十十七十十七十	整形外科(肢	突宮古四○四ー一	国保中央病院	小野 浩史
日月三十一年	腸機能) こう機能、ぼう 派といいでする。 こう機能、ぼう	突宮古四○四ー一	国保中央病院	妻 谷 憲 一
十一日 平成二十五 月三	腸機能) こう機能、ぼう こう機能、ぼう	字宮古四○四ー一	国保中央病院	熊本
辞退年月日	診療科目	医療機関の所在地	医療機関の名称	医師の氏名

白濱	玉 川	増 井
ちひろ	泰 浩	<u></u> 弘
濱医院医療法人宣仁会白	国保中央病院	国保中央病院
七一一天理市杉本町二八	突宮古四○四ー一	字宮古四○四ー一
能障害) 腎臓機	的科 (心臟機 能、腎臟機能	能、呼吸器機
年三月一日	九月三十日	六月三十日